



第189通常国会閉幕
～社会福祉法改正案は継続審議～

◆9月27日、95日間の会期延長を行った第189通常国会が閉幕しました。この国会では安保関連法の審議の影響を受け、7月31日に衆議院を通過していた社会福祉法改正案も参議院での審議は開始されず、秋の臨時国会以降に持ち越して継続審議となりました。

今国会では、政府が提出した法案75本中、成立したのは66本（成立率88.0%）で、法案成立率が90%を下回ったのは、参議院で与党が少数だった2013年の通常国会以来です。中でも厚労省関係では、各省庁間をまたがるものを含めて11本の法案が提出されましたが、成立したのは7本（成立率63.6%）でした。

今後は11月上旬に召集が予定されている臨時国会において、成立を目指した審議が行われる予定です。成立後の政省令や関連通知の改正も含め、当法人における委員会活動に与える影響を考慮しつつ、今後の動向を注視していく必要があります。

（参考：参議院HP / 厚労省HP / 福祉新聞 / 朝日新聞 / 読売新聞 他）

＜厚労省関連の法案の現状＞

法案番号	法案名	状況
8	女性活躍推進法	成立
22	改正特別給付金支給法	成立
23	厚労省所管の独立行政法人改革推進法	成立
28	改正国民健康保険法	成立
30	外国人技能実習に関する新法	継続審議
43	改正労働者派遣法	成立
50	改正勤労青少年福祉法	成立
67	社会福祉法改正案	継続審議
68	改正医療法	成立
69	労働基準法改正案	継続審議
70	確定拠出年金法改正案	継続審議

待機児童5年ぶり増加
～保育所関連状況と加速化プラン～

◆去る9月29日、厚労省雇用均等・児童家庭局は、平成27年4月1日時点での保育所関連状況のとりまとめ結果と「待機児童

解消加速化プラン」の各自治体の取組み状況を取りまとめました。これによると、平成25・26年度で新たに約21.9万人分の保育の受入枠を拡大し、目標の20万人を達成できたとする一方で、待機児童数は5年ぶりに増加し、平成27年4月1日時点で23,167人(前年度比1,796人増)に上る結果となりました。

保育所と幼保連携認定こども園(2号・3号認定)の定員は約247万人(同13万9,000人増)、幼稚園型認定こども園や地域型保育の2・3号認定の定員も合計すると約253万人でした。

また、待機児童のいる市区町村は、前年度比で36増加して374市区町村(全市区町村の21.5%)でした。

なお、都市部の待機児童の状況は、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県、その他の地区の政令指定都市・中核市を合わせて17,083人(前年度比337人増)で、全待機児童の73.7%を占める結果でした。

(参考：厚労省HP)

- 【待機児童が増加した市区町村】(上位から)
- ・大分市(442人増) ・船橋市(302人増)
 - ・加古川市(206人増) ・倉敷市(152人増) など
- 【待機児童が減少した市区町村】(上位から)
- ・大田区(459人減) ・広島市(381人減)
 - ・練馬区(311人減) ・札幌市(254人減) など

299号廃止、新制度の通知発出
～9月3日付通知～

◆9月3日、保育所運営費の資金使途制限について記載されていた『保育所運営費の経理等について』(平成12年3月30日/児発299号)が廃止され、今年度から施行された子ども・子育て支援新制度における資金運用通知が発出されました。『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』(府字本254号・雇児発0903第6号)がそれで、平成27年4月1日から適用されます。

新制度における保育所は直接契約に移行せず、委託費制度が維持されたため、収入も「委託費」と位置付けられ、従前の保育所制度における資金使途制限とほぼ同様の規制が行われることになりました。一方で直接契約制度に移行した認定こども園における施設型給付の資金使途については、その制限が大幅に緩和された通知が発出される予定ですが、現時点では示されていません。今後新たな通知が発出された際には、改めてお知らせいたします。

- ＜保育所における資金運用通知の主な改正内容＞
- ★299号通知において弾力運用適用の条件となっていた“新会計基準の適用”が、平成27年度完全移行で削除された。
 - ★弾力運用の要件として“キャリアパス要件が満たされていること”が追加された。
 - ★職員用の駐車場整備あんど、新たな費用が容認された。